

平成30年第4回定例会

## 文教経済常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 工藤 健

1 開催日 平成30年12月12日（水曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡細野山の家）

議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）

議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）

議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市りんごセンター）

議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浅虫海づり公園）

議案第171号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市幸畑墓苑）

議案第176号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園）

議案第177号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市三内霊園等）

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	村川みどり
副委員長	工藤健	委員	木下靖
委員	舘山善也	委員	藤田誠
委員	山本武朝	委員	丸野達夫
委員	中村美津緒		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	成 田 一 二 三	農 林 水 産 部 次 長	永 澤 治
市 民 部 長	坪 真 紀 子	農 林 水 産 部 次 長	佐々木 秀 文
経 済 部 長	堀 内 隆 博	農 林 水 産 部 参 事	三 浦 大 延
経 済 部 理 事	百 田 満	農 林 水 産 部 参 事	鳥谷部 勝 男
農 林 水 産 部 長	梅 田 喜 次	教 育 委 員 会 事 務 局 浪 岡 教 育 事 務 所 長	山 内 秀 範
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	工 藤 裕 司	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	奥 崎 文 昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	佐々木 淳	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	葛 西 俊 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	舘 田 一 弥	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	佐々木 祐 子
市 民 部 次 長	加 福 理 美 子	市 民 協 働 推 進 課 長	杉 山 潔 新
市 民 部 参 事	太 田 綾 子	企 画 調 整 課 主 幹	高 野 新
経 済 部 次 長	工 藤 健 志	関 係 課 長 等	
経 済 部 次 長	横 内 信 満		

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査	山 田 達	議 事 調 査 課 主 査	野 宮 洋 子
---------------	-------	---------------	---------

○**花田明仁委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日は改選後初めての委員会ですので、案件に入る前に、委員の自己紹介及び次長級以上の理事者の紹介をお願いしたいと思います。

～～中略～～

○**花田明仁委員長** ありがとうございます。以上で紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案8件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第166号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡細野山の家）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 議案第166号の御説明に先立ちまして、平成30年第4回定例会に議案を提出しております公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、市長が所管する施設については市長が、教育委員会が所管する施設については教育委員会が指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定することとなっております。このたび、平成30年度末をもって指定期間が満了となる施設について指定管理者の候補者を決定しましたことから、本条例に基づき指定に係る議案について提出するものです。

初めに、資料1「公の施設の指定管理者の指定について」をごらんください。こちらの資料は、本常任委員会に係る市民部、経済部、農林水産部及び教育委員会事務局が所管する公の施設の指定管理者の指定についての選定結果をまとめた資料となっております。

このたびの指定管理者の募集期間といたしましては、8月1日から9月7日まで各施設の指定管理者募集要項を配布し、8月31日から9月7日まで応募の受け付けを実施いたしました。なお、ナンバー5の青森市浅虫海づり公園、ナンバー7の青森市斎場及び青森市浪岡斎園並びにナンバー8の青森市三内霊園等につきましては、募集要項を見直しした上で再募集を行い、改めて応募の受け付けを実施したところであります。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、応募団体が施設の管理運営を行う能力等について総合的に判断して行うプロポーザル方式を採用しており、企画部理事を委員長とし、学識経験者、財務等について識見を有する者及び各部局の理事または次長職にある職員を委員とする指定管理者選定評価委員

会において、まず指定管理者の応募資格を満たしていることを確認した上で、応募団体が提案した管理運営方針、地域や関係団体との連携、職員等の配置計画や研修計画、サービス向上の対策及び収支計画等について、応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、評価項目の点数化による客観的な評価を実施し、それぞれ指定管理者候補者を選定したところであります。

今期定例会において指定議案の御議決をいただければ、平成 31 年 4 月 1 日から施設管理業務の開始となり、指定期間は平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

次に、各施設の指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。

対象施設といたしましては、教育委員会事務局の所管が青森市浪岡細野山の家等の 3 施設、農林水産部の所管が青森市りんごセンター等の 2 施設、経済部の所管が青森市幸畑墓苑の 1 施設、市民部及び浪岡事務所の所管が青森市斎場等の 6 施設となっており、合計 12 施設となっております。このうち、指定管理者を公募した施設は 9 施設となっており、また、施設間のネットワークや運用面での効率化の観点から、複数の施設を同一の指定管理者が一括管理する施設は 6 施設となっております。また、今回選定されました各施設の指定管理者候補者につきましては、資料記載のとおりとなっておりますが、その下に括弧書きで現在の指定管理者も記載しております。

それでは、議案第 166 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第 166 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市浪岡細野山の家となります。

次に、選定方法につきまして御説明いたします。

「2 選定方法」の「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、「1 管理運営全般について」、「2 管理について」、「3 運営について」及び「4 効率性について」の 4 項目で評価いたしました。

項目ごとの配点につきましては、「1 管理運営全般について」は、施設の設置目的への適合性を見る管理運営方針、地域や関係団体との連携状況について評価し、配点は 20 点としております。

次に、「2 管理について」は、地元雇用への配慮や職員等の配置計画、職員の雇用・労働条件、職員等の研修計画の適正性、施設の管理計画や防犯、防災、緊急時の対応、個人情報保護の取り組みや環境等への配慮のほか、福祉に関する取り組みについて評価し、配点は 50 点としております。

次に、「3 運営について」は、市民の平等な利用の確保や要望に適切に対応できる仕組み、サービス向上の取り組み、来館者を増加させるための PR 及びイベントなどの事業の実施計画について評価し、配点は 40 点としており

ます。

最後に、「4 効率性について」は、経費の妥当性と全体経費の縮減率を評価するもので、25点としており、これら4項目合計の135点を満点としております。

2ページをごらんください。

採点に当たりましては、個別項目採点基準に基づいて行い、配点の項目については、「大変よい」を満点、「全く不十分」を0点、その中間値を「普通」として評価いたしました。

「効率性について」の採点基準につきましては、指定管理料基準額に対し、提案された指定管理料の経費縮減率により、下段の表のとおり配点しております。

3ページをごらんください。

最低得点につきましては、候補者の水準を確保するため、各項目の「普通」と評価される点数と効率性の基本点の合計点である72.5点、また「効率性について」を除いた場合には60点とし、非公募の場合といたしまして、これを下回る場合は申請書を再提出することとしております。

次に、応募団体についてであります。指定管理者の募集に当たりましては、青森市指定管理者導入基本方針の非公募要件である「地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合」に該当することから、非公募としたものであります。応募団体につきましては、青森市浪岡細野山の家管理運営協議会で、現在の指定管理者でもあります。

4ページをごらんください。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、「7 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、また、合計点が81.34点となり最低得点72.5点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準も満たしていることから、平成31年4月1日からの5年間の指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第166号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、村川委員。

**○村川みどり委員** 選定基準の「2 管理について」の「i. 福祉に関する取組」の「障がい者雇用に取り組んでいるか」のところ、今回の場合は3.14点だったんですけれども、まず、障害者手帳で確認されているのかということと、あと、その障害者雇用に取り組んでいるかどうかの基準、どのように判断しているのかということ、これだけじゃなくて全部の指定管理者の議

案でお聞きしていきたいと思うんですが、その点を教えてください。

○**花田明仁委員長** 答弁できますか——教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 障害者手帳等の確認につきましては、現時点でちょっと資料を持ち合わせておりませんので、今後確認したいと思うんですが……。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** それだと審査できないんですけれども……。普通は、障害者雇用に取り組んでいるといえ、きちんと障害者手帳を持っているのかどうかも含めて——障害が何かということは別として、そういうものを確認されているのかということと、どういう基準で障害者雇用に取り組んでいるのかという、点数をどのようにつけているのかということ、ちょっと知りたいんですけれども。

○**花田明仁委員長** 答弁できますか——教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 明確に今お答えできませんが、審査する際には、その旨を確認しているものと考えておりますけれども。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** いや、「考えている」でなくて……。じゃあ、ほかのもので確認されているのがあれば、そこから……。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○**花田明仁委員長** はい、丸野委員。

○**丸野達夫委員** これは審査なので、わからないということだとやはり困るので、今調べてもらって、審査は次の議案に進めばいいんじゃないですか。

○**花田明仁委員長** はい。では、もうちょっと時間があればいいですか——教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** そうすれば、今調べさせますので、よろしくお願ひいたします。（「全部同じだ」「委員長」と呼ぶ者あり）

○**花田明仁委員長** はい、藤田委員。

○**藤田誠委員** 各議案を確認する必要があるんですけども、全部にかかわることなので、とりあえずこの説明をもらって、最終的に各議案ごとにやりましょう。（「ごめん、そうです」と呼ぶ者あり）中身をまず説明してもらって、採決は後で。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○**花田明仁委員長** はい。それでは、そういうことにしたいと思います。

続いて、議案第 167 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 議案第 167 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第 167 号関係資料の指定管理者選定評価委員会

審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市西部市民センターとなります。

次に、選定方法につきましては、先ほど御説明いたしました議案第 166 号と同様であり、評価項目を「管理運営全般について」、「管理について」、「運営について」、「効率性について」の 4 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、資料に記載のとおり、管理運営全般について 20 点、管理について 50 点、運営について 40 点、効率性について 25 点の 135 点満点といたしました。

採点基準につきましては、記載のとおりとし、最低得点につきましては 72.5 点、また「効率性について」を除いた場合には 60 点としました。

また、指定管理者の募集に当たりましては、議案第 166 号と同様の理由から非公募としたものであり、応募団体につきましては、青森市西部市民センター管理運営協議会で、現在の指定管理者でもあります。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、「7 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、また、合計点が 89.04 点となり最低得点 72.5 点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準も満たしていることから、平成 31 年 4 月 1 日からの 5 年間の指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 167 号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。（「ないけど、さっきと同じ質疑ね」「同じことを聞きます」と呼ぶ者あり）じゃあ、先ほどの答弁が来ないうちはだめですね。（「だから説明だけ」と呼ぶ者あり）じゃあ、ずっと説明してもらいましょうか。

それでは、次に、議案第 168 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 議案第 168 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第 168 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市浪岡中央公民館になります。

次に、選定方法につきましては、先ほど御説明いたしました議案第 166 号と同様であり、評価項目を「管理運営全般について」、「管理について」、「運営について」、「効率性について」の 4 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、資料に記載のとおり、管理運営全般について 20 点、管理について 50 点、運営について 40 点、効率性について 25 点の 135 点満点といたしました。

採点基準につきましては、記載のとおりとし、最低得点につきましては 72.5



点、また「効率性について」を除いた場合には 60 点といたしました。

また、指定管理者の募集に当たりましては、議案第 166 号と同様の理由から非公募としたものであり、応募団体につきましては、浪岡生涯学習施設管理運営協議会で、現在の指定管理者でもあります。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、「7 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、また、合計点が 84.51 点となり最低得点 72.5 点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準も満たしていることから、平成 31 年 4 月 1 日からの 5 年間の指定管理者候補者として選定されたところでもあります。

以上、議案第 168 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○花田明仁委員長** はい、これも同じでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、議案第 169 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市りんごセンター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 議案第 169 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

配付しております議案第 169 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果の 1 ページをごらんください。

対象施設は、青森市りんごセンターであります。

次に、「2 選定方法」について御説明いたします。

(1) の表をごらんください。選定基準の項目及び各配点については、「管理運営全般について」が 30 点、「管理について」が 50 点、「運営について」が 40 点、「応募団体について」が 5 点、「効率性について」が 30 点、合計 155 点が満点となります。

2 ページをごらんください。

(2) の個別項目採点基準については、2 ページから 3 ページに記載のとおりとなっております。

3 ページをごらんください。

3 ページ中段に記載の最低得点は 81 点とし、応募団体の得点がこれに満たない場合、また「応募団体について」及び「効率性について」を除く獲得点数の合計が 66 点に満たない場合は失格となります。

また、当施設の指定管理者候補者選定に当たった評価委員会委員は、(3) に記載の 7 名で、平成 30 年 10 月 19 日に選定評価委員会を開催しております。

次に、「3 応募団体名」については、青森農業協同組合の 1 者となっております。当該団体は現在の当施設の指定管理者でもあります。

4 ページをごらんください。

選定評価委員会による審査の結果についてであります。当該団体の獲得点数は 112.70 点となり、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、「応募団体について」を除いた点数が最低得点以上を獲得していることなどの理由により、同団体を平成 31 年 4 月 1 日から 5 年間の指定管理者候補者として選定しております。

なお、先ほどの村川委員の質疑に関する件ですが、福祉に関する取り組みで、具体的に障害者の雇用に取り組んでいるかということではありますが、青森市りんごセンターでは、障害者——身体障害者の方ですが、1 名を雇用しております。ただ、現在は退職しているという状況で、今後、青森市りんごセンターでは障害者雇用を進めていくという説明を受けております。また、今後の採用に当たっては、障害者手帳で確認するというお話を伺っております。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、村川委員。

**○村川みどり委員** そうすれば、青森市りんごセンターは、ここは 4.43 点ですよ。それはどういう基準で選んだんですか。今、退職されているということは……。

**○花田明仁委員長** 農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 指定管理者選定評価委員会開催時には 1 名おりましたので、その部分でこの点数になったものと思われ。ただ、その後、先ほど御説明申し上げましたけれども、現在は退職しているという状況です。

**○花田明仁委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 身体障害者が 1 名いらっしやって、その 4.43 点になった基準というのは、どういう基準で選んでいるんですか。

**○花田明仁委員長** 農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 具体的には、選定評価委員会でこの点数をつけておりますので、どのような基準かということは、当部としてはお答えいたしかねます。（「そうすれば、それだと審査できないんですけれども」と呼ぶ者あり）

**○花田明仁委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 例えば、この基準でいくと、5 点満点で「普通」が 3 点なので、例えば障害者が 1 名いるんだったら 3 点とか、そういう基準で選んでいるんじゃないんですか。その辺の、どういう基準で 4.43 点になったのかということがわからない。（「配点基準ね」と呼ぶ者あり）ええ、そうです。1 名いれば 3 点になるとか、そういうことで選ばないと、施設によって全然違ってくともあると思うんですよ。

**○花田明仁委員長** 答弁できますか。

○**梅田喜次農林水産部長** 担当参事から答えさせます。

○**花田明仁委員長** では、担当参事。

○**三浦大延農林水産部参事** 選定評価委員会の際に、先ほど説明したとおり、確かに1名雇用しておりました。そして、その後事情があつておやめになると。ただ、選定評価委員会の際には、このりんごセンターの事業者さんが、今後も身体障害者の受け入れに取り組んでいくというような御答弁をなさっているのです、その選定評価委員会の際にはそのような点数をつけていただいたということで認識しております。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 今後も取り組んでいくと言え、点数が高くなるということですよ、それだと。

○**花田明仁委員長** 三浦参事。

○**三浦大延農林水産部参事** この選定評価委員会については、来年度以降の取り組みを説明されているものであつて、今現在雇用しているかどうかでの評点をいただいているものではないので、取り組んでいくということであれば、そのような得点になるということではよろしいかと思ひます。（「うーん」と呼ぶ者あり）

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** 今の説明だと、来年度以降の障害者雇用に取り組むというのであれば、本当にそれがオーケーなら、オール5点でないとおかしくないですか。何で4.43点なんですか。（「そうだよね、そこなんですよ。その辺がちょっとわからないので教えてほしい」と呼ぶ者あり）

○**花田明仁委員長** 答弁できますか。はい、どうぞ。

○**高野新企画調整課主幹** 制度を所管する企画部企画調整課の高野と申します。制度全体に関する御質疑ですので、私のほうから説明させていただきます。

まず、福祉に関する取り組みにつきましては、当方で設定している指定管理制度導入基本方針がありまして、その中で、平成29年に青森市として障害者の対応に積極的に取り組む条例が制定されたのを機に、全施設共通で審査の項目に取り込んだものであります。

そして、福祉に関する取り組みにつきましては、選定基準として「障がい者の雇用に取り組んでいるか」を設定しておりまして、審査の着眼点としますと、障害者の雇用に積極的に取り組んでいるか、また、障害者の雇用について提案がなされているか、この2点について審査しております。その中で、評価の視点であります、雇用に取り組む姿勢が記載されていれば3点。そして、施設特性によりまして、雇用まではできないという施設もありますので、福祉に関する何らかの取り組みが記載されていれば1点または2点と

いうようにしております、その中でも、実効性が高い提案、具体的な提案がなされていれば4点または5点というような基準で、各委員それぞれの視点で採点しているものであります。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** 農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 再度説明させていただきたいと思うんですけども、選定評価委員会開催時には、障害者の方を1名雇用しておりました。それに加えて、今後も障害者雇用を進めていくという説明をした上での当該点数になっております。そしてその後、現時点では退職されているということです。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** よろしいですか——はい、木下委員。

**○木下靖委員** ちょっと確認です。先ほどの説明だと、この評価というのは、来年度の4月1日以降の障害者の雇用に関することですよね。そうであれば、この選定評価委員会の時点で雇用されていたとか、その方が今はやめているとかということは、何ら影響しないんじゃないんですか。

**○花田明仁委員長** 農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 先ほど担当者から説明があったと思うんですけども、選定評価委員会開催時には障害者の方を1名雇用されていたということで、基準が3点でしたか、そういう説明で、それに加えて今後とも取り組んでいくというプラスアルファを加えた点数が4.43点になったものと認識しております。

**○花田明仁委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** ということは、これは次年度以降の選定評価なんだけれども、現時点での障害者雇用についても、評価の対象になっているということなんですね。（「そうですよね、今のお話だと」と呼ぶ者あり）

**○花田明仁委員長** 高野主幹。

**○高野新企画調整課主幹** 指定管理者制度につきましては、引き続き継続の団体として提案いただいている場合もあります。その場合には、今雇用していて、また、引き続き来年度以降も雇用したいという提案については、その中身も含めて評価しております。

**○花田明仁委員長** よろしいですか——はい、藤田委員。

**○藤田誠委員** ということは、来年4月から障害者雇用に取り組みますと言えば3点がつくわけですね。そして、実際に、例えば面接をやったら0.1とか、そのように実際にやればそれに加点されるという——やろうとすればですね。それでいいのかな。

**○花田明仁委員長** いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに発言ありませんか。はい、山本委員。

**○山本武朝委員** もう1回今のことを整理したいんですけれども、そうすれば、その選定基準の中で、障害者雇用に取り組むという記載があれば3点とすると。その記載がされているかどうか大きなポイントであるということ、変な話、今後応募する者は、そういった記載をするかどうかでここで3点とれるかどうか大きなということで、まず姿勢を示す、その具体的なものは記載であると。そういうことでよろしいでしょうか。

**○花田明仁委員長** 高野主幹。

**○高野新企画調整課主幹** そのとおりです。

**○花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第169号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第170号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浅虫海づり公園）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 議案第170号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

配付しております議案第170号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果の1ページをごらんください。

対象施設は、青森市浅虫海づり公園であります。

次に、「2 選定方法」について御説明いたします。

(1)の表をごらんください。選定基準の項目及び各配点については、「管理運営全般について」が30点、「管理について」が50点、「運営について」が40点、「応募団体について」が5点、「効率性について」が30点、合計155点が満点となります。

2ページをごらんください。

(2)の個別項目採点基準については、2ページから3ページに記載のとおりとなっております。

3ページをごらんください。

3ページ中段に記載の最低得点は81点とし、応募団体の得点がこれに満たない場合、また「応募団体について」及び「効率性について」を除く獲得点数

の合計が 66 点に満たない場合は失格となります。

また、当施設の指定管理者候補者選定に当たった評価委員会委員は、(3)に記載の 6 名で、平成 30 年 11 月 6 日に選定評価委員会を開催しております。

次に、「3 応募団体名」については、一般社団法人浅虫温泉観光協会の 1 者となっており、当該団体は現在の当施設の指定管理者でもあります。

4 ページをごらんください。

選定評価委員会による審査の結果についてであります。当該団体の獲得点数は 115.12 点となり、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、「応募団体について」を除いた点数が最低得点以上を獲得していることなどの理由により、同団体を平成 31 年 4 月 1 日から 5 年間の指定管理者候補者として選定しております。

以上、議案第 170 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、福祉に関する取り組みについてですが、5 点の配点中 2.83 点と評価が低くなっておりますけれども、浅虫海づり公園については、災害や事故が発生した場合、利用者等の救助といった対応をすること等を考慮しますと、障害者の雇用というものは非常に難しいということから、現在障害者は雇用しておりません。したがって、当該項目の評価が低くなったものと考えております。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、木下委員。

**○木下靖委員** 先日の提出予定案件の概要説明のときにもちらっと聞いたんですけれども、もう一度お願いします。

この施設は、先ほどの説明では募集要項の見直しをして再募集をかけたということでしたけれども、その経緯についても一度説明をお願いします。

**○花田明仁委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 再公募の理由についてですが、当初、公募に当たって応募団体がなかったということで、再公募に至ったんですけれども、再公募に当たりまして――当初の募集要項では、利用料金見込み額を過去 4 年間の実績の平均で算出していました。再公募に当たっては、改めて精査した結果、現在浅虫海づり公園の生けすが休業状態となっておりますので、その生けすの休業が今後も継続するという状況を踏まえ、その分利用者数の減少を見込み、利用料金見込み額を減額したことで指定管理料基準額が変更となったものです。

なお、この指定管理料基準額については、管理運営に要する経費相当分である支出の見込み額から、浅虫海づり公園は完全利用料金制でありますので、

収入としての利用料金見込み額を差し引いて算出するものであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 要は、過去4年間の実績でやっていたので、過去に生けずがあったときの利用料金の収入見込みに基づいていたんだけど、実際は、今回そこがなくなったので収入が少なくなると。その少なくなった収入に基づいた指定管理料基準額に見直したということですね。

○花田明仁委員長 農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 そのとおりです。「わかりました」と呼ぶ者あり)

○花田明仁委員長 ほかに発言……、はい、村川委員。

○村川みどり委員 もう1回障害者雇用のところの確認なんですけれども、ここは、取り組む姿勢が示されていないから2.83点になったんですよね。障害者を雇用するのが難しいから2.83点になったんですけれども、何で2.83点になったのかが、ちょっと……。これから取り組むつもりもない施設だということよろしいですか。

○花田明仁委員長 答弁を求めます——高野主幹。

○高野新企画調整課主幹 福祉に関する取り組みに関しましても、先ほど申し上げた基準に基づきまして、各委員——6人または7人の委員で、基準に基づくその主観によって採点しているものの平均点ということで、2.83点という点数になっております。ですので、申請書に書かれているものや、また、ことしからプレゼンテーションを行っておりますが、その候補者、申請者からのプレゼンテーションの中での発言の内容を踏まえて判断したものの平均が、このような点数になったということです。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 先ほどの説明ですと、障害者雇用に対する姿勢で3点、何らかの取り組みをしていけば1点ないし2点ということですよ。それで、どうなんでしょう、少なくとも2.83点ということは、2点は超えてしまっているわけで、障害者雇用の姿勢の点でも何らかの評価を受けたということですよ。そういう評価をした人が少なくともいると。それは、今後も障害者を雇用することはできないし、予定もないということだけれども、その姿勢として認めるという評価があったということになるんでしょうか。「まあ、主観だからな」と呼ぶ者あり)

○花田明仁委員長 高野主幹。

○高野新企画調整課主幹 今回の浅虫海づり公園に関しては、申請書の中身でいいますと、積極的に雇用できるという状況ではないというような記載があったかと思っております。ただ、先ほどの繰り返しになりますが、ことしからプレゼンテーションを行っております、その中で、申請書の記載はな

いけれども、もしこれから先、そういう取り組む姿勢はどうかという質問があり、それに対して答えた結果を踏まえて採点したものですので、中には3点をつけた方もいれば、2点をつけた方もいるということです。

**○花田明仁委員長** よろしいですか――ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第170号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第171号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市幸畑墓苑）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 議案第171号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

配付資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市幸畑墓苑であります。

「2 選定方法」についてですが、「1 管理運営全般について」等の4つの項目で評価し、選定基準は資料に記載のとおりであります。配点につきましては、「1 管理運営全般について」が35点、「2 管理について」が50点、「3 運営について」が40点、「4 応募団体について」が5点、「5 効率性について」が35点、合計165点が満点となっております。

個別項目の採点基準につきましては、2ページ、3ページに記載しております。

次に、3ページ下段の表をごらんください。

当施設に係る指定管理者選定評価委員会は、(3)に記載の委員で、平成30年10月19日に開催いたしました。

続いて、4ページをごらんください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の当施設の指定管理者である一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団の1者となっております。

次に、「4 審査結果」についてであります。当該団体の獲得点数は、合計点欄のとおり113.69点となっており、「7 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、最低得点以上の点数を獲得していることなどから、同団体を平成31年4月1日から5年間の指定管理者候補者といたしました。

なお、障害者雇用の部分ですが、提案内容の中で、障害者雇用に引き続き



取り組むという記載がありました。

以上、議案第 171 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、村川委員。

**○村川みどり委員** 障害者雇用の姿勢があれば 3 点。そして、ここは 3.29 点になったと。でも、やはり障害者雇用の水増し問題とかがあった中では、やはりきちんと、例えば障害者手帳を持っているかということを確認、義務づけるような、明確な指標を持っていないとだめだと思ふんですよね。まあ、これは全部に関しての意見、問題提起です。そうでないと、取り組みますと言った者勝ちになってしまうし、それぞればらばらな点数のつけ方になってしまうので、どうなのかなという問題提起をしておきたいのと、あと 1 つは、幸畑墓苑の桜の木の管理が非常に雑だというような意見もあったので、その桜の木の管理もきちんとやってもらいたいという要望です。

**○花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 171 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 176 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 議案第 176 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

配付しております議案第 176 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市斎場及び青森市浪岡斎園で、これら 2 施設については、運用面で効率化を図るため一括管理することとしております。

次に、「2 選定方法」について御説明いたします。

選定基準の項目及び各配点につきましては、「1 管理運営全般について」が 25 点、「2 管理について」が 70 点、「3 運営について」が 20 点、「4 応募団体について」が 5 点、「5 効率性について」が 30 点、合計 150 点が満点となります。

個別項目の採点基準につきましては、2ページから3ページに記載のとおりとなっております、3ページ中ほどに記載のとおり最低得点は79点としており、これに満たない場合は失格となります。

また、当施設の指定管理者候補者選定に当たった選定評価委員会委員は、3ページの(3)に記載の7名で、平成30年11月22日に委員会を開催しております。

次に、「3 応募団体」につきましては、現在の当施設の指定管理者である株式会社鹿内組の1者となっております。

続いて、4ページをごらんください。

「4 審査結果」につきましては、当該団体の獲得点数は合計点欄に記載の109.28点となり、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、最低得点以上の点数を獲得していることなどから、同団体を平成31年4月1日から5年間の指定管理者候補者としております。

なお、村川委員お尋ねの障害者雇用の部分をつけ加えて説明させていただきますが、こちらの施設につきましても、現在の斎場及び浪岡斎園には——現在もこちらの団体が指定管理者となっておりますが、現在こちらの施設の業務では障害者の雇用はない、しかしながら取り組みの意思がありますということで、評価をいただいております。なお、鹿内組では、本社のほうでは障害者の雇用はあるというお話はしているんですけども、私どもは障害者手帳での確認などはいたしておりません。

以上、議案第176号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、丸野委員。

**○丸野達夫委員** 議案第176号で質疑するか議案第177号で質疑するか、ちょっと迷ったんですけども、議案第176号と議案第177号は、同じ会社が指定管理しているんですが、同じ会社なので、会社内の同じ基準があると思うんです。それなのに、管理についての職員の雇用・労働条件についてのところで、職員の雇用・労働条件の向上に努めているかというところが、議案第176号では5点満点中で5点で、議案第177号では2点なんですが、これは何で違うんですか。

**○花田明仁委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** この後の議案第177号のほうで、委員御指摘のとおり、その箇所は2点となっております。その2点の評価となっておりますのは、草刈り業務など一部の業務を直接雇用ではなく委託業務としたことで、評価が下がったものではないかということで考えております。

**○花田明仁委員長** 丸野委員。

- 丸野達夫委員 「ないかと」ということは、確実にそうではないんですか。
- 花田明仁委員長 市民部長。
- 坪真紀子市民部長 先ほど企画部から説明があったとおり、選定評価委員会の7名の委員が評価いたしますので、その平均点という形になります。ですので、直接雇用している人数は生み出してはいないということで、その部分が下がったものということです。
- 花田明仁委員長 丸野委員。
- 丸野達夫委員 じゃあ、青森市斎場と浪岡斎園については、草刈りは委託しないんですか。自分たちでするんですか。
- 花田明仁委員長 答弁を求めます。市民部長。
- 坪真紀子市民部長 草刈り業務——例えば、法定点検など委託している部分はあるんですけども、業務の……、何というんでしょう、霊園業務においては、草刈り業務は作業量が多い業務なんですけど、斎場においての主たる業務というものは、やはり御遺体をお骨にする業務のほうになるので、そういったところもあるのかと思います。
- 花田明仁委員長 丸野委員。
- 丸野達夫委員 委託しているのなら、その分点数が減るんじゃないんですか。5点満点にはならなくて、4点幾つとか3点幾つとかにならなければおかしいんじゃないですか。満点ということは、全員が満点をつけたということでしょう。減点する要素が全くないということでしょう。委託業務があっても、それは関係ないんだということで満点にしたということでしょう。
- 花田明仁委員長 市民部長。
- 坪真紀子市民部長 委託に当たっての person 費の持ち方とか、そういったところも御評価いただいたものと思います。
- 花田明仁委員長 丸野委員。
- 丸野達夫委員 同じ会社なのに、person 費の持ち方が施設によって違うんですか。
- 花田明仁委員長 市民部長。
- 坪真紀子市民部長 先ほど言ったとおり、業務の一部を委託で行うか、メイン業務は全部こちらでやるかというところかだと思います。（「うーん……。まあいいです」と呼ぶ者あり）
- 花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか。はい、山本委員。
- 山本武朝委員 ここの事業者は、たしか再公募だったんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうであれば、条件を改善した点と経緯をちょっと御説明ください。
- 花田明仁委員長 市民部長。
- 坪真紀子市民部長 今回、再募集して御提案しているものでありますが、

1 回目の提案では、県外の事業者が 1 者手を挙げてきておりました。そして、そちらの審査を行ったんですけれども、最低得点を獲得できず失格となりまして、再公募となりました。

再公募に当たって主に見直した点につきましては、指定管理基準額の持ち方なんですけれども、斎場、霊園ともに経緯の見直しで大きかった部分が除雪経費です。これまで、現指定管理者の実績を踏まえ、過去 3 カ年などの除雪経費の平均などで除雪経費を見積もっておりましたけれども、重機やオペレーターを保有している業者以外からの応募も想定する必要があると考えまして、市の除雪経費積算方法により再度見積もりを行い、指定管理料に反映させるなどを行っております。そういうことで、指定管理基準額を変更しておりました。

**○花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 176 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 177 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市三内霊園等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 議案第 177 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

配付しております議案第 177 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市三内霊園、青森市月見野霊園、青森市八甲田霊園、青森市浪岡墓園で、これら 4 施設については、運用面で効率化を図るため一括管理することとしております。

次に、「2 選定方法」について御説明いたします。

選定基準の項目及び各配点につきましては、「1 管理運営全般について」が 25 点、「2 管理について」が 70 点、「3 運営について」が 20 点、「4 応募団体について」が 5 点、「5 効率性について」が 30 点、合計 150 点が満点となります。

個別項目の採点基準につきましては、2 ページから 3 ページに記載のとおりとなっております、3 ページ中ほどに記載のとおり最低得点は 79 点としてお

り、これに満たない場合は失格となります。

また、当施設の指定管理者候補者選定に当たった選定評価委員会委員は、3ページに記載の7名で、平成30年11月22日に委員会を開催しております。

次に、「3 応募団体」につきましては、現在の当施設の指定管理者である株式会社鹿内組の1者となっています。

続いて、4ページをごらんください。

「4 審査結果」につきましては、当該団体の獲得点数は合計点欄に記載の106.60点となり、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、最低得点以上の点数を獲得していることなどから、同団体を平成31年4月1日から5年間の指定管理者候補としております。

なお、こちらの選定に当たりましても、先ほどの斎場と同様、福祉の取り組みにつきましては、現在は障害者の雇用はゼロ人であるけれども、採用の取り組みの意思を示しているということで、3.14点を獲得しておりました。

以上、議案第177号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、丸野委員。

**○丸野達夫委員** 先ほどと同じなんですけれども、職員の雇用・労働条件のところは2点というのは、ここも私は5点でいいような気はするんですが、まあそれはいいですよ、2点でも。

それで、ここは委員の皆さんが同意していただければなんですけど、これは、やはり採点基準の、何というんでしょう、配点がわからないので、何をやったら何点とれるんだという、そういうものをきちんと公開してほしいですね。そうでないと、この選定評価委員会の主観だけで物が決まっているような感じがしてくるので、やはり——まあ、いいですよ。思い込みでもいいから、福祉政策に取り組みますというのなら3点で、雇用したら何点でというように、やはりそのように配点の基準点というものをきちんと公開してほしいと思います。まあ、それは委員の皆さんが同意すればですけども。

**○花田明仁委員長** はい、木下委員。

**○木下靖委員** 関連してなんですけれども、趣旨としては同じですが、例えば、委員の方が何点をつけるかというところの細かい基準を設けるのが難しいとするならば、少なくとも今のこのやり方では、どういう理由でその点数をつけたのかということは一切問われない形になっているので、点数をつけてしまえば、もうそれまでですよ。そして、この常任委員会の場合でも、「いや、そういう点数をつけましたので」という説明しか多分できないと思うんですよ。なので、選定評価委員会で指定管理者候補者を選定したら、各項目

ごとに、公表でもないんですけれども、その点数がついた理由というものをある程度資料として一一別にこの場で全部公開しなくてもいいですけれども、その点数の根拠となった理由みたいなものを、主なるものぐらいは記載してほしいかなというように要望しておきます。

○**花田明仁委員長** はい。これは全ての公の施設の指定管理に関係すると思えますけれども、どうしたらいいでしょうね。これは市民部だけの問題じゃないものね一一はい、工藤委員。

○**工藤健委員** ちょっと教えてほしいんですけれども、まあ、選定評価委員会で評価をします。そして、これは提案された計画について評価をするわけですけれども、計画どおりにいかなかった場合というか、計画どおりにいつているかどうかの検証、チェックというものは、どういう形で5年間の間になされているんですか。

○**花田明仁委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**坪真紀子市民部長** まず、当部の場合という形でお話いたしますと、まず全施設でモニタリング調査というものを年2回行っております。その際に、提案されているものの確認と、あと実際に現地に赴いて現場を見て、帳簿類なども必要に応じて確認してという形でチェックしております。御提案の内容について、できているかできていないかを確認する最も適した機会は、その年2回の調査がありますので、その調査で確認しているということになります。

○**花田明仁委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** それで例えば、まあわかりやすいのはこの福祉に関する取り組みですけれども、障害者の方を雇用しますとって5点満点とか4点をとった者が、実際には雇用していないという場合には、どうなりますか。

○**花田明仁委員長** 市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 先ほど企画部担当者からお話がありましたとおり、採用の意思ありということで、現在一一今、御審議いただいている霊園につきましても、ハローワークなどに募集しても、やはりなかなかお墓の業務というものは、斎場もそうなんですけれども非常に特殊な業務ということで、障害者に限らず募集してもなかなかいらっしやらないという場合もあります。ですので、採用したいと思ってもできないというものと、全くその意思がないというものについては、ちょっと別の扱いになるのかなと思います。

○**花田明仁委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** まあ、なかなかわかりづらいところなんでしょうけれども、いわゆる指導というものは、当然ある程度入るわけですよ。やりとりの中で、その意思があるかないかも含めて。

○**花田明仁委員長** 市民部長。

○坪真紀子市民部長 障害者雇用だけの指導というのは……。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 いや、例えばの話で、障害者雇用がわかりやすいので、そういう意味で……。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 自主事業の提案などについては、自主事業を提案してくるとその分の点数が加算になりますので、そういったところはチェックされているということになります。

○花田明仁委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、先ほど委員から要望がありましたけれども、今、点数の公開というか、市民部に対する要望、「市民部じゃないですよ」「全体」と呼ぶ者あり）全体ですね。それはどのようにしましょうか。

○館山善也委員 これは、委員会として求めればいいんじゃないですか。

○花田明仁委員長 では、よろしいですか、委員会として求めるということ。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 では、その旨を各部でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに発言ありませんか。はい、山本委員。

○山本武朝委員 特にその障害者雇用のところですが、今、霞が関の省庁で話題になっているんですけれども、現実には、じゃあ本当に障害者手帳があるから勤められるかというその現実もあるので、先ほどの障害者雇用の規定の内訳は、そこは現実にも即した評価基準であっていいと私は思います。そういったことも検討していただきたいということを要望いたします。

○花田明仁委員長 ほかに発言ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 177 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、教育委員会事務局教育部長、まず議案第 166 号の説明をお願いします。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 議案第 166 号の青森市浪岡細野山の家の福祉に関する取り組みについて御説明申し上げます。

提案書の中には、障害者の職員雇用について、業務内容などさまざまな要因を考えて配置に努めるという記載があったということで、3.14点となったということです。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** よろしいですか——ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第166号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第167号の説明をお願いします。教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 議案第167号の青森市西部市民センターの福祉に関する取り組みの説明をさせていただきます。

候補者の提案書の中には、施設の設備面における福祉の取り組みが記載されておりましたけれども、障害者雇用についての記載がなかったというようなことで、選定評価委員の皆様が判断しての2.0点ということだと思われま

す。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 村川委員、よろしいでしょうか。

○**村川みどり委員** はい。

○**花田明仁委員長** ほかに発言は……、はい、木下委員。

○**木下靖委員** ちょっと確認します。

障害者雇用に関する記載がなくて2点ということは、少なくともその姿勢についての3点はないと。そして、あとは何らかの取り組みをしているという部分での1点ないし2点という評価だと思うんですが、そこについては、じゃあ何らかの評価に値する取り組みがあるということですよ。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 障害者が施設に入ってくる際のスロープですか、そういった形で取り組んでいるというようなことで聞いております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** それは、障害者雇用に関する取り組みとは別の様な気がするんですが、それも評価の対象ですか。



○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 福祉に関する取り組みということで申し述べましたけれども、そういうことで考えております。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** まあ、タイトルは福祉に関する取り組みで、選定基準が障害者の雇用に取り組んでいるかということになっているんですが、そうではなくて、福祉全般ということでスロープがあるからということだったんですが、スロープは指定管理者とは関係ないことだと思うんですが。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 先ほど、施設面の話もいたしましたけれども、雇用については今後考慮していくというようなことを候補者が述べているということで、訂正させていただければと思います。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** 提案書に記載はないけれども、聞いたらそのように口頭で述べたということですよ。はい、わかりました。

○**花田明仁委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 167 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 168 号の説明をお願いします。教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 議案第 168 号の青森市浪岡中央公民館の福祉に関する取り組みについて御説明いたします。

提案のほうでは、障害者の職員雇用については配置に努めるというような記載があったということで、3.57 点となったものということです。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）大体同じですね。

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 168 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )